

## 別 紙

### 平成25年度博物館・美術館相互交流事業の推薦（追加募集）に当たっての留意事項

- 次のような点で目的（ねらい）や効果が明確でない事業は採択の対象外となります。
  - ① 招へいの効果が被招へい者、受入機関にとどまり、相互の国や地域レベルでの効果が見込まれないと判断されるもの。
  - ② 実施内容が受入機関の本来の業務であると思われるなど、当該機関の負担で行うべきと判断されるもの。
  - ③ 実施内容が視察や簡単な情報交換にとどまり、効果が見込まれないと判断されるもの。  
(日程の一部のみがこのような内容である場合も、当該事業の全部又は一部を不採択とすることもあります。)
- 推薦書の作成に当たっては、滞在中の実施内容について、相互の国や地域レベルでの目的・効果について、具体的かつ明確に記入してください。  
(実施する内容のみ記入して見込まれる効果を記入していない、又は漠然とした効果しか説明できないと判断されるものは不採択とします。短期的には効果が見込まれない取組でも、将来的な効果につなげるための具体的な戦略があれば差し支えありません。)
- 日程表に添付する「実施内容の詳細がわかる資料」については、現段階での見込みで結構ですので、詳細なものを作成してください。
- 昨年度までの「博物館・美術館相互交流事業」等において同様の招へい事業が採択された場合も、今年度に採択されるとは限りません。
- 当然ながら、採否の決定に先立って採択を確約することはできませんので、本人や訪問先との調整を行う場合や、招へいに關係した行事についてあらかじめ公表する場合も、確実に採択されることを前提とした説明等は行わないでください。
- 予算の都合上、採択に当たり滞在費の支給対象日数を限定するなどの条件を付す場合があります。
- 本事業における用務に係る部分が明確に区分できる場合に限り、被招へい者の講演会・報告会に係る会場借料等の諸経費を、予算の範囲内で支給できる可能性がありますので、必要な場合は推薦書に記載してください。
- 招へい期間開始後は、真にやむを得ない場合を除き日程の変更及び経費の追加支出は認められませんので、採択後の具体的な日程調整に当たっては、事前に必要な経費を十分に確認してください。
- 招へいの実施後には、別添の報告書を提出していただきますので御承知おきください。